

承認第 3 号

専決処分した令和 7 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 1 号）の報告及び承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 8 月 7 日提出

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二

理由

令和 7 年 4 月 3 日付厚生労働省事務連絡により、被保険者へ資格確認書の職権交付等の周知広報を行う必要が生じ、当該事務に係る令和 7 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の補正について議決を得るにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、同特別会計予算の補正について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 16 日付で専決処分を行ったものである。

専決第 1 号

専 決 処 分 書

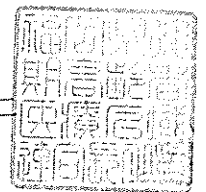
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、
下記のとおり専決処分する。

記

令和 7 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）について（別紙）

令和 7 年 4 月 16 日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二



令和 7 年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 7, 7 3 9 千円を増額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 0 1, 8 4 1, 7 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 4 月 1 6 日 専決

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		296,956,480	107,739	297,064,219
	2 国庫補助金	78,307,365	107,739	78,415,104
歳 入 合 計		901,734,003	107,739	901,841,742

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		1,652,068	107,739	1,759,807
	1 総務管理費	1,652,068	107,739	1,759,807
歳 出 合 計		901,734,003	107,739	901,841,742

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
2			国庫支出金	296,956,480	107,739	297,064,219
	2		国庫補助金	78,307,365	107,739	78,415,104
		1	調整交付金	78,146,822	107,739	78,254,561

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 調整交付金	107,739	1 特別調整交付金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特定財源			一般財源
							国庫支出金	県支出金	その他	
1			総 務 費	1,652,068	107,739	1,759,807	107,739	0	0	0
	1		総務管理費	1,652,068	107,739	1,759,807	107,739	0	0	0
		1	一般管理費	1,652,068	107,739	1,759,807	107,739	0	0	0

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	85,360	1 資格管理関係費 107,739 通信運搬費 (85,360)
12 委 託 料	22,379	マイナ保険証広報リーフレット印刷封入封かん業務委託料 (22,379)